

防府市消防団員及び水防団員報酬等取扱基準

平成 29 年 1 月 4 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 2 月 21 日改定

(趣旨)

第 1 条 防府市消防団員及び水防団員（以下「団員」という。）に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支払に当たっては、これが法令等に基づく適正な支給方法となるよう必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 2 条 防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例（昭和 32 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条に定める報酬及び条例第 4 条第 1 項に定める費用弁償は、通貨で、直接団員に、その額を支払わなければならない。

(報酬等の口座振替)

第 3 条 報酬等は、団員の申出により、団員名義の口座に振り込むこととする。

2 前項に定める申出は、団員年報酬等口座振込依頼書（第 1 号様式）によるものとし、入団時に、消防総務課経理係に当該依頼書及び預金通帳の写し（以下、「依頼書等」という。）を提出しなければならない。

また、依頼書等の内容を変更しようとする場合も同様とし、速やかに消防総務課経理係に申し出なければならない。

3 第 1 項の定めるところにより、預金通帳の写しの名義には、前項に定める依頼書に記載された団員名が含まれていなければならない。

4 消防総務課は、第 1 項に基づき、報酬の支払いを行った場合は、支払額及び法定控除額（所得税額）を記した支給明細書（任意様式）を作成し、速やかに、消防団員に交付しなければならない。

(年報酬の法定外控除)

第 4 条 団員に支給する年報酬から口座振替により控除できるものは、

次の各号に掲げるものとし、特段の事情がある場合を除き、いずれか一方のみを控除することはできない。

(1) 消防団互助会費

(2) 消防協会等の任意共済掛金

- 2 団員に支給する年報酬から前項に掲げるものを控除しようとする分団等の長は、当該分団等に所属する団員の同意を確認の上、各年度の2月15日までに消防総務課経理係に団員年報酬法定外控除申出書(第2号様式)を提出しなければならない。なお、提出後、新たに当該申出書に追加する場合も同様とし、当該申出書から削除する場合は、速やかに、消防総務課経理係に申し出なければならない。
- 3 消防総務課経理係は、前項の申出書に基づき、法定外控除を行った場合は、支給額及び法定外控除額を記した年報酬支給明細書(任意様式)を作成し、速やかに、団員に交付しなければならない。

(提出書類の保管)

第5条 消防総務課経理係は、第3条第2項に定める依頼書等及び前条第2項に定める申出書は、団員から廃止のあった日若しくは団員が退団した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規定は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。なお、施行日以前に提出された「団員年報酬口座振替依頼書」については、「団員年報酬等口座振替依頼書」に読み替えるものとする。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。